

2023 年 2 月 1 日
日立交通テクノロジー株式会社

お客様ご本人の確認書類について

お客さまが個人情報保護法（以下「法」といいます。）第 32 条第 2 項による利用目的の通知又は法第 33 条第 1 項による開示をご請求になる場合には、個人情報の漏えい防止の観点から、お客さまご本人の確認書類をご提出いただきます。お客さまの代理人がご請求になる場合には、お客さまご本人及び代理人の双方の確認書類が必要となります。また、ご本人が 15 歳未満の場合には、ご本人の法定代理人にご請求いただきます。各々の確認書類につきましては、下記をご参照ください。

ご本人の場合

有効期間内の次の書類（注：コピーにはデジタルカメラやスキャナによる画像、これを印刷したものは含まれません。）のうち、いずれか 1 通が必要となります。

運転免許証のコピー

（本籍地の項目については、不必要ですので、油性ペンなどで消去いただきますようお願いいたします。）

*** 住所変更されている場合には、住所変更手続をなさった上で、「裏面」のコピーも添付ください。**

住民基本台帳カードのコピー

*** 「顔写真」入りで氏名・生年月日・住所（現住所）が記載されているもの【B タイプ】。同一市区町村内で現住所に住居変更されている場合には「裏面」のコピーも必要です。**

旅券（パスポート）のコピー

顔写真のページと所持人記入欄（氏名・住所などの記入箇所）の両方のコピーが必要

です。

各種年金手帳のコピー

各種福祉手帳のコピー

各種健康保険証のコピー

*** 住所欄には必ず現住所をご記入ください。**

外国人登録原票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書（外国人の場合）

代理人の場合

3 ヶ月以内に発行された次の書類

親権者（民法 818 条）の場合

戸籍謄本、戸籍抄本等、本人との関係を証する書類

成年後見人（民法第 8 条、第 843 条）の場合

登記事項証明書

未成年後見人（民法第 839 条、第 840 条）の場合

登記事項証明書

任意代理人の場合（注：本人が 15 歳以上である場合に限ります。）

本人が自署、押印した委任状（原本）

成年後見人が法人である場合

登記簿謄本、登記簿抄本、現在事項全部証明書又は現在事項一部証明書のいずれか（注：

3 ヶ月以内に発行されたものに限ります。）

以上